平成２６年（フ）第１６３号
兵庫県加古川市尾上町養田157番地の２　尾上グリーンハイツＢ―102号
債務者　宮脇　政人
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２２６号
兵庫県加古川市平岡町一色東２丁目20番地レイクパルⅡ―202号、従前の住所兵庫県加古川市西神吉町辻484番地　西神吉辻住宅304号
債務者　平野　照子
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２２７号
兵庫県高砂市高砂町船頭町1305番地の１　堀川荘202号、従前の住所兵庫県高砂市高砂町材木町1235番地の２
債務者　高砂ガラス工事こと　長谷川英雄
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２４１号
兵庫県高砂市伊保崎３丁目７番32号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町美乃利468番地の１
債務者　上内　良輔
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２４２号
兵庫県加古川市新神野２丁目20番５―402号
債務者　神田　修治（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２４５号
兵庫県姫路市北原542番地１　203、従前の住所兵庫県姫路市的形町的形1778番地56
債務者　稲村　　知
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２４８号
兵庫県姫路市飾磨区城南町２―８―１　アガサント201号、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区中野田３丁目123番地　リベール姫路中野田公園403号室
債務者　川元　真二（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１５７号
奈良県桜井市大字谷229番地の９　408
債務者　池本　友樹
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１１号
和歌山県日高郡日高川町大字山野2159番地第１
債務者　薗田　良裕
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　和歌山地方裁判所御坊支部

平成２６年（フ）第４８号
福岡県久留米市藤山町1728番地４
債務者　竹之内一樹
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第６５号
福岡県うきは市浮羽町朝田551番地
債務者　平川かをる
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１１６号
福岡県小郡市下西鯵坂295番地
債務者　村上智代こと　村上千代子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１２０号
福岡県久留米市長門石４丁目６番５―13号、前住所福岡県久留米市長門石２丁目15番21―302号
債務者　甲斐　節子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１６号
福岡県大川市大字上巻258番地１メゾンはすわ２棟９号
債務者　重本健一郎
1　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第２４７号
北九州市小倉北区黄金１丁目８番14―306号
債務者　迫部　正明
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１１１号
佐賀市新郷本町12番14号
債務者　福地　克典
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８７号
新潟市中央区花園１丁目４番３号　アパガーデンプレイス新潟駅301号、前住所新潟県長岡市関原東町100番地
債務者　田中　　正
1　決定年月日時　平成26年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで　新潟地方裁判所民事部